

伊 勢 市 公 報

第 174 号
平成 25 年 2 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○ 地籍調査の実施について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 伊勢市景観計画の変更について	10
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	11
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	12
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	13
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	14
公 告	
○ 犬の抑留について	15
○ パブリックコメントの実施結果について	16

伊勢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市老人福祉センター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「き損」を「毀損」に改め、同条第 2 号中「はり紙」を「貼紙」に改める。

第 8 条中「き損」を「毀損」に改める。

様式第 1 号中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

その他		
消費税		

「

」を「

その他				
-----	--	--	--	--

」に

改める。

「

その他				
消費税				

」を

「

その他				
-----	--	--	--	--

」に改め、同様式裏

面 2 の項第 1 号中「き損」を「毀損」に改め、同項第 2 号中「はり紙」を「貼紙」に改め、5 の項を次のように改める。

5 使用後は、火気の後始末を確実にし、清掃し、かつ、設備器具を整

理し、係員の点検を受けてください。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の伊勢市老人福祉センター条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の伊勢市老人福祉センター条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部てん書の款方 14 の項中「督促状等通知書」の次に「、軽自動車税納税証明書（納税通知書と一連となっているものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第5号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年1月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が公示された年月日
平成25年1月15日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
吹上1（吹上1丁目）
- 4 調査期間
平成25年1月18日から平成25年3月29日

伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定に
より告示します。

平成25年1月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 治 人

伊勢市上地町1438番地

変更後 佐 波 保

伊勢市上地町1413番地

伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成25年1月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	北 村 武 紀
	伊勢市東大淀町 505 番地
変更後	森 嶋 満
	伊勢市東大淀町 290 番地

伊勢市告示第 8 号

伊勢市景観計画を変更しましたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 1 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 景観計画の名称
伊勢市景観計画
- 2 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
- 3 効力の発生する日
平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年1月16日

伊勢市教育委員会
委員長 中居信明

記

- 1 日 時 平成25年1月24日（木）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第1号 平成25年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について

議案第2号 伊勢市体育施設条例の一部改正について

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成25年1月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
324	有限会社平濱	三重郡川越町大字 当新田324番地1	平成24年12月14日

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成25年1月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
325	五十嵐設備	津市河芸町上野 3339番地37	平成25年1月21日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成25年1月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
367	株式会社カド	伊勢市小俣町宮前 297番地	平成25年1月22日

伊勢市公告第 5 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大湊町	雑種	黒	雌	中	91 日 以上	首輪 (黒)

2 抑留した日 平成 25 年 1 月 24 日

3 抑留期限 平成 25 年 1 月 31 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第6号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市避難所指定基準（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成25年1月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市避難所指定基準（案）
- 2 案の公告日
平成24年8月13日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市総務部危機管理課に備え置いて縦覧に供します。